令和5年12月8日 第12556号

## 令和5年12月8日 岡山県公報 第12556号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救◎岡山県告示第五百八十六号

急病院を次のとおり認定した。

2

2美作市立大原病院2所在地窓定年月日令和五年十二月六日窓定の有効期限

三

岡山県知事 原 木 隆

太

#### 令和5年12月8日 岡山県公報 第12556号

# ◎岡山県告示第五百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、 精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指

令和五年十二月八日

指定した医療機関

名

医療法人行堂会 長野病院

あいの倉薬局 あいら薬局倉敷二子 のぞみ薬局 わけ店

在

和気郡和気町泉五〇—五

倉敷市二子二○三─一八

倉敷市児島味野六—一一六 総社市金井戸一五〇—一

指定年月日

令和五年十一月一日 令和五年十二月一日

令和五年十二月一日

令和五年八月一日

Ш 県 知 事 伊 原 木

岡

隆 太

#### 令和5年12月8日 岡山県公報 第12556号

# ◎岡山県告示第五百八十八号

について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関

令和五年十二月八日

指定を更新した医療機関

リード薬局倉敷ベース

所 在

倉敷市宮前四八一番地一 グランパスニー 一○二号

岡 Ш 県 知 事

伊 原 木

隆

太

令和五年十二月一日

### 令和5年12月8日 岡山県公報 第12556号

一浅四浅

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を◎岡山県告示第五百八十九号 次のとおり変更する。

に供する。 その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一 般の縦覧

令和五年十二月八日

岡山県知事

伊

木

隆

太

道路の区域 道路の種類 県道 矢掛寄島線

五 三 • ○	七·七 一七 · 四	旧	地先まで、「世先から」は先から、「日郡里庄町大字里見字屋中五三〇一番」が表から
五三・〇	七 九 八 九 九	新	地先まで   地先まで   地先まで   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日
(メートル)	(メートル)	別旧	区域

一浅四浅

道路の区域 路線名 類

矢掛寄島線

	二八 •	旧	六地先まで 浅口郡里庄町大字里見字鳥越五二二八番
			六地先から
11 11	11七・〇	新	批 III t
	· · · ·		六也七から 浅口郡里庄町大字里見字鳥越五二四一番
(メートル)	(メートル)	別	区域

#### 岡山県公報 第12556号 令和5年12月8日

を制限する区域を次のとおり指定する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定により、◎岡山県告示第五百九十号 道路の占用

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間 般 の縦覧に

令和五年十二月

岡山県知事 木 太

指定する道路の種類、 路線名及び占用を制限する区域

浅口郡里庄町大字里見字鳥越五二二八番六地先まで浅口郡里庄町大字里見字鳥越五二四一番六地先から	<del>,</del>	月
浅口郡里庄町大字里見字屋中五三〇一番一地先まで浅口郡里庄町大字里見字屋中五二六六番四地先から		1 4 1
占用を制限する区域	路線名	道路の種類

道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認めら [よるものを除く。) 。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該新たに地上に設ける電柱(四の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設占用の制限の対象とする物件

大を防止するため緊急輸送道路の占用を制限することにより、占用を制限する理由 災害が発生した場合における被害の拡

令和五年十二月八日占用の制限の開始の期日

#### 岡山県公報 第12556号 令和5年12月8日

用する同法第五条第三項の規定により、 五 七〕大規模小売店 の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出につい舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第三項にお て、縦いて準

め配慮すべき事項についこの公告に係る大規模 の日までに知事に 意見書を提出することができる。 て意見を有する者は、小売店舗を設置する者 有する者は、同法第を設置する者がその 別の温辺の地域の のの 別定により 元の保持の

令和五年十二月

木 太

## 出事項の概要

名称 ディオ周匝店 大規模小売店舗の名称及び所在 地

所在 赤磐市周匝七一一番

届出者の名称、 住所及び代表者  $\mathcal{O}$ 氏 名

2

名称 大黒天物産株式会社

倉敷市 A 代表取締役 大賀P西中新田二九七番地

代表者の氏名 昭司

## 変更事項

3

(1)大規模小売店 舗

(変更前) 名称 ディオ周匝店ゴダイドラッグ町 匝

(変更後) 名称

変更前)名称 ゴダイ株式会社 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、 住所及び代表者の氏名

代表者の氏名 1の氏名 代表取締役 浦上 晃之兵庫県姫路市綿町一〇四番地スク

エ

アビル二F

名称

**倉敷市西中新田二九七番地大黒天物産株式会社** 

代表者 代表取締役 大賀 昭司

変更年月日

令和五年十一月三十

届出年月日

縦覧の期間及び場所 令和五年十一月二十

縦覧の期間

令和五年十二月八日から令和六年四月 八日まで

縦覧の場所

山県産業労働部経営支援課

## 令和5年12月8日 岡山県公報 第12556号

知があった。 第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通〔五八八〕測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法

令和五年十二月八日

木

太

内 岡 山	測
市南	量
区箕	区
島地	域
現 公 地 共	測
測量	量
	<b>±</b>
級基準	Ø
準点測	種
量	
及 び	類
令 和	終
五年十一月二十	了
	年
	月
七日	日

#### 岡山県公報 第12556号 令和5年12月8日

令和五年十二月八日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔五八九〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

岡山県知事 原 木

真庭市富尾字左近田九九―一、九九―二開発区域又は工区に含まれる地域の名称

九九一二、 九九一三、 -

三、一〇二一五

許可を受けた者の所在地、 名称及び代表者の氏名

代表取締役 永山 勝利ルートイン開発株式会社長野県上田市大字古里二〇五五―九

許可年月日及び許可番号

三

令和五年八月十日岡山県指令建指第一五三号

#### 令和5年12月8日 岡山県公報 第12556号

令和五年十二月八日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔五九○〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

伊 原 木

九五—一四 |五―一四||総社市北溝手字荒神元三九五―八、三九五―九、総社市北溝手字荒神元三九五―八、三九五―九、開発区域又は工区に含まれる地域の名称||開発区域又は工区に含まれる地域の名称|||の山県知事 三九五—一一、三九五—一三、三

髙家 雄也総社市小寺一九五四メゾンヴァントワア終社市小寺一九五四メゾンヴァントワア許可を受けた者の住所及び氏名

髙家今日子

令和五年七月二十八日岡山県指令建指第一四〇号許可年月日及び許可番号

三

#### 令和5年12月8日 岡山県公報 第12556号

令和五年十二月八日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔五九一〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

伊 原 木

総社市真壁字八神四〇八―一、四〇八―四、四〇開発区域又は工区に含まれる地域の名称 岡山県知事

四〇八一五、 四一

総社市総社三丁目三―七―一ブルー許可を受けた者の住所及び氏名 宮下 宮下真由香 達矢

スター東宮A二〇二

許可年月日及び許可番号

三

令和五年八月二十四日岡山県指令建指第一七四号

#### 令和5年12月8日 岡山県公報 第12556号

令和五年十二月八日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔五九二〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

伊 原 木

太

許可を受けた針)…「一二、六九九―七、上総社市門田字小山西六九九―二、六九九―七、上開発区域又は工区に含まれる地域の名称開発区域又は工区に含まれる地域の名称

七〇五 七〇五一

倉敷市中庄一一九一─一チアフル・ミサオ二○三号 許可を受けた者の住所及び氏名

令和五年九月二十六日岡山県指令建指第二一〇号許可年月日及び許可番号

三